

# 資源ごみの持ち去り行為の禁止について

～ 「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に  
関する条例」の一部改正（案）～

平成 24 年 1 月 20 日

大分市環境部清掃業務課

## 1 禁止の背景

現在、各自治体では、循環型社会の確立を目指し、ごみの収集体制において資源ごみを分別回収し、これを再生利用するという取組が行われています。

しかし、近年、資源ごみが行政または行政がその収集・運搬を指定した業者（許可業者）以外の者によって持ち去られ、あるいは抜き取られるいわゆる「資源ごみの持ち去り」行為が社会問題となっており、その対策として、多くの自治体では、持ち去り行為を規制する方向で条例の整備を進めている状況です。

本市におきましても、最近、アルミ缶などの資源ごみがごみステーションから持ち去られており、ごみステーションを管理する自治会などから多くの苦情が寄せられています。

こうしたことから、本市も、資源ごみの「持ち去り行為」を禁止するための有効な対策を早急に講ずる必要があると考えています。

## 2 資源ごみの持ち去り行為の問題点

### 1 市の廃棄物の適正処理の責任上の問題

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物の収集、運搬及び処分は市町村の責務と規定されており、ごみステーションに出された資源ごみを含む廃棄物は、市が収集、運搬し、資源化を行うことで、その処理責任を果たすこととなります。

しかしながら、資源ごみのごみステーションから持ち去られることは、その後、適正に処理されているかどうか確認ができないということで、市が処理責任を果たせないこととなります。

### 2 ごみステーションの管理上の問題

資源ごみの持ち去り行為は、換金価値の高いアルミ缶などをごみステーションで選別して持ち去ったり、ゴミ袋ごと持ち去り、選別したごみを収集日以外の日に出したり、他の地域のごみステーションに出したりするなど、地域が管理するごみステーションの美化や管理に悪影響を及ぼしています。

### 3 市民のごみ減量・リサイクル意識に対する問題

資源ごみの持ち去り行為は、これまで市と市民との信頼関係の中、協働して取り組んできたごみ減量・リサイクルシステムを脅かすとともに、市民の分別意識に悪影響を及ぼす恐れがあります。

### 4 地域の安心・安全上の問題

行政や自治会が資源ごみの持ち去り行為者を現認し、その行為を制止しようとしても、制止する根拠があるのかと反論され、当該行為を阻止できない事例が発生しています。

こうした悪質な第三者が地域に入り込み、当該行為を成すことは、地域の安心・安全を脅かすことに繋がる恐れがあります。

### 3 禁止の基本的な考え方

本市では、持ち去り行為を防止するため、自治会等の協力を得ながら広報ビラの配布や早朝パトロールなどを繰り返し行ってきましたが、現場で持ち去り行為を行っている者を発見し、止めるように指導しても、これを規制する根拠が無いため、その対応に限界があるのが現状です。

そこで、すでに持ち去り行為を規制している他都市の事例を参考に検討した結果、本市についても、現行の「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に資源ごみの持ち去り行為を禁止し、違反者に対して罰則を適用する規定を追加することで、持ち去り行為の防止対策を実施したいと考えています。

#### 1 持ち去り行為の禁止

市長及び市長から委託を受けた者以外の者が、ごみステーションに排出された資源ごみを持ち去ることを禁止します。

#### 2 持ち去りを禁止する対象

家庭ごみのうち、缶類、ビン類、ペットボトル、プラスチック

ク製容器包装類、新聞類・その他紙類・布類、小型電気電子機器、その他金属類を原料とする物とします。

### 3 禁止命令

市長は、持ち去り行為を行った者に対して、当該行為を行わないよう命ずることができることとします。

### 4 罰則

禁止命令に違反した者及び法人の責任を追及できる場合はその法人に罰金を科すこととします。

## 4 条例の一部改正（案）

(収集又は運搬の禁止等)

第 21 条の 2 市長及び市長から委託を受けた者(以下、「市長等」という。)以外の者は、家庭廃棄物の一時的集積場所(市長が指定するものに限る。)に排出された廃棄物のうち再利用可能なものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長等以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

### 第 9 章 罰則

(罰則)

第 33 条 第 21 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 34 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則(平成 24 年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則に 1 章を加える改正規定については、平成 24 年 月 日から施行する。

## 5 施行規則の一部改正（案）

(収集又は運搬を禁止する廃棄物)

第5条の2 条例第21条の2に規定する規則で定める廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 缶類
- (2) ビン類
- (3) ペットボトル
- (4) プラスチック製容器包装類
- (5) 新聞類・その他紙類・布類
- (6) 小型電気電子機器
- (7) その他金属類を原料とする物

2 条例第21条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書(様式第19号(検討中))により行うものとする。

附 則(平成24年規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。



## 6 今後のスケジュール（案）

24年3月 市議会第1回定例会に上程  
議決後改正案を公布・施行

施行日～

24年6月 周知期間

24年7月 罰則規定の施行

## 7 改正条例の周知方法（案）

- (1) 市報・ホームページによる広報
- (2) ごみステーションでの看板の設置
- (3) 自治会用チラシの回覧
- (4) 説明会の開催                      など

## 8 条例改正案の運用

### 1 ごみステーションの位置等の明確化

地域が管理するごみステーションの位置は、市民がいつでも閲覧できるよう図面を整備します。

併せて、ごみステーションには、市長が指定した家庭廃棄物の一時的集積場所であることを明示する看板等を設置します。

### 2 持ち去り行為を発見するための自治会と行政との相互の情報交換等

持ち去り行為を発見するため、市民、収集業者、行政とで連携をとり、情報収集を行います。

また、当該行為を発見した場合は、次の事項を聞き取り、市職員によるパトロール・調査を実施します。

場所、日時、資源ごみの種類

持ち去り行為を行った者の特徴（車の種類、車種、ナンバー等）

### 3 相手方を特定した場合の市職員の業務

4 禁止命令の実施

5 上記に違反した者の警察への告発